



(江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業補助金)

中小規模事業者の皆さまへ！

先着順

省エネ設備
改修等で

最大

200万円

を助成します。

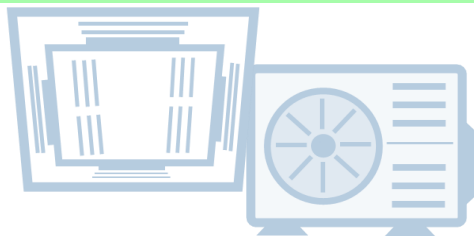
対象設備

① 省エネ設備(既存設備からの更新に限る)



LED照明

※既存の蛍光灯式、水銀灯式、
白熱灯式照明器具の更新



高効率空調



冷凍冷蔵設備

※冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース、
チェストフリーザー、ストッカー、
プレハブ冷蔵庫・冷凍庫及び製氷機



産業用モータ

※インバータ制御が一体となること、
またはインバータ制御盤を追加
設置した場合に限る

② エネルギー利用最適化支援サービス

エネルギーマネジメントシステム、空調制御システム、省エネ診断

③(①の設備更新と併せた場合に限る)太陽光発電システム

申請期間

令和6年6月初旬～令和6年10月31日(必着)

※上記期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。

助成金額

設備導入対象経費の2/3(上限200万円)を助成

※国や都の補助制度の併用は可能です。

※対象経費が75,000円以下は対象外

対象者

申請日時点で本区にて継続して1年以上同一の
事業を実施している中小規模事業者等※

※中小規模事業者等：中小企業基本法第2条第1項に規定する個人・中小企業者、学校法人、
一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人、
医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人、
社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

対象経費

(設置※)設備費、設計、運搬、据付工事費

※リースは1年分を上限として算入ができます。

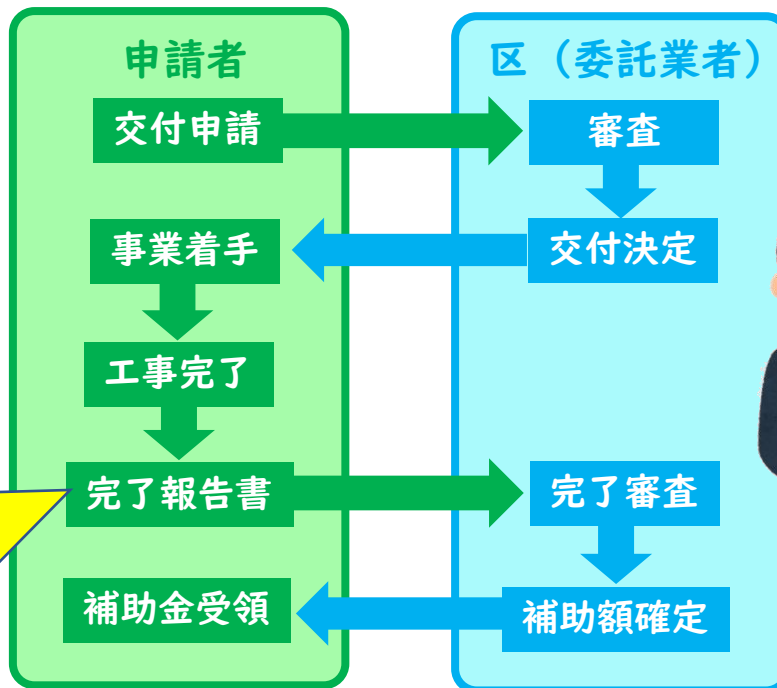
(撤去)既存設備の撤去、廃棄費

(その他)設備以外の材料(配線、配管等)費の諸経費

《主な対象外経費》

- 工事施工費用等を伴わないLED照明機器の更新
- 予備又は将来用のものに要する経費
- 既存設備と使用用途が異なる設備の導入にかかる経費
- 中古設備の導入、土地の取得にかかる経費、賃借料
- 建物の増改築等にかかる経費
- 消費税及び地方消費税

手続フロー



交付申請から交付決定まで一か月程度かかります。

事業完了の日から
14日以内又は
3月7日(金)
のいずれか早い日
までに提出をお願い
いたします!

- 補助金交付決定後に、契約・発注等を行い工事に着手してください。
- 完了報告書の提出までには、工事及び支払いを完了している必要があります。
- 補助金の支払いは、完了報告書提出後、完了審査を得て補助額が確定してからの支払いとなります。
- 補助金交付後、必要に応じてこの補助金に係る省エネ設備等の更新状況の調査を行うことがございます。
- 交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めてください。
- 交付決定者は、区のある融資制度『SDGs活動企業支援融資』のご利用が可能となります。

※ 他にある融資制度の一般要件があります。ご利用の際はご注意ください

融資のお問合せ：区産業経済部 経営支援課 融資係 Tel 03-5662-0538

お問合せ

環境部気候変動地域連携課地域連携係

Tel 03-5662-0694

検索はこちら

江戸川区 補助金 省エネ設備

検索

